

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2015/7/21号 (No. 205)

=====

**【知的財産権部からのお知らせ】**

**1. 知財関連無料法律相談のご案内**

ジェトロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

**<必要事項>**

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
  - ・相談希望日時
  - ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

**<申込先>**

ジェトロ北京事務所知的財産権部  
E-Mail : PCB-IP@jetro. go. jp

**2. 2015年度中小企業知的財産活動支援事業のお知らせ**

ジェトロでは中小企業の模倣品対策サポートのため、2015年度中小企業知的財産活動支援事業の公募を開始いたしました。

今年度は、これまで実施してきた模倣品の調査および摘発への助成に加え、新たに防衛型侵害対策にかかる費用を助成する事業を実施いたします。詳しくは、下記事業概要をご覧ください。

**【事業概要】**

**(1) 模倣品対策支援事業**

ジェトロが現地の調査機関に委託し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の2/3（上限額400万円）を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次のURLの公募要領をご覧くださいの上、不な点等ございましたらジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : [http://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)

申請受付期限 : 2015年10月30日（金）

※17:00必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<2014 年度実績>

2014 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。（中国 10 件、米国 1 件）

（2）防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、その係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする企業に対し、当該係争にかかった費用の 2/3（上限額 500 万円）を助成します。

助成対象となる係争とは、以下の場合を指します。

- ① 冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- ② 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- ③ 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業（所謂パテント・トロール）から権利侵害で訴えられてしまった場合。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不明な点等ございましたら、ジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : [http://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas](http://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas)

申請受付期限：2015 年 10 月 30 日（金）

※17：00 必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

【上記 2 件の事業に関するお問い合わせは、以下担当者までお願い致します。】

ジェトロ知的財産課

担当：南澤、唐澤、佐藤、谷波、宮本

TEL：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289

E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp

---

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 自動車産業独占禁止ガイドライン、最初の草案が国務院提出へ（中国知識産権资讯网 2015 年 6 月 15 日）
2. 国務院法制弁で「著作権法」改正を推進、制裁金額引き上げへ（国家知識産権戦略網 2015 年 6 月 24 日）

○ 中央政府の動き

1. 第 4 回 BRICS 知的財産権長官会合がブラジルで開催（国家知識産権網 2015 年 6 月 16 日）
2. 李克強総理、各国の大手企業 CEO と面会、知財保護強化を表明（中国新聞網 2015 年 6 月 15 日）
3. 申長雨局長と CGPDTM 長官が会談、協力関係確立で合意（国家知識産権網 2015 年 6 月 11 日）
4. 国家知識産権局の申長雨局長がブラジル産業財産庁を訪問（国家知識産権網 2015 年 6 月 11 日）
5. 工商総局・劉俊臣副局長、フランス国立反偽造委員会代表团と面会（工商総局公式サイト 2015 年 6 月 9 日）
6. 国家工商総局・劉俊臣副局長、ニュージーランド知的財産局長官と会談（工商総局公式サイト 2015 年 6 月 25 日）
7. 張茅・工商総局局長と王彬穎・WIPO 事務次長が北京で会談（工商総局公式サイト 2015 年 6 月 23 日）

8. 中豪自由貿易協定を締結、知的財産権などの交流・協力を推進へ(国家知識産権網 2015年6月19日)
9. 国務院、起業とイノベーション推進政策を公布、知財権保護を強調(国家知識産権戦略網 2015年6月18日)
10. 申長雨・国家知識産権局長がCIPRO長官と会談(国家知識産権網 2015年6月18日)
11. 申長雨・国家知識産権局長、FIPSのキリー長官代行と会談(国家知識産権網 2015年6月16日)

○ 地方政府の動き

1. 浙江省、2015～2020年の知的財産権戦略行動計画を実施(国家知識産権網 2015年6月16日)
2. 青島、技術系中小企業の知的財産権担保融資を支援(国家知識産権網 2015年6月12日)
3. 貴州省、知的財産権公共サービスプラットフォームを構築へ(国家知識産権網 2015年6月10日)
4. 広東省、知的財産権転化・産業化に関する研修クラスを開催(国家知識産権網 2015年6月18日)

○ 司法関連の動き

1. 上海知的財産権裁判所、司法公信力増強・評価プロジェクトを始動(上海浦東政府公式サイト 2015年6月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 「剣網2015」特別行動が開始、国家版權局など4部門が共同実施(国家知識産権網 2015年6月17日)
2. 広東・惠州でキャノン、エプソンの偽トナーを大量摘発(中国新聞網 2015年6月15日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 存在感増す中国企業、米国でR&D投資拡大(中国知識産権資訊網 2015年6月23日)

○ 統計関連

1. 商標局、音商標の出願235件を受理(工商総局公式サイト 2015年6月18日)
2. 中国の原産地地理的表示が1900件に、海外からの登録は15件(国家知識産権網 2015年6月19日)

○ その他知財関連

1. 国家知識産権局と特許庁が「日中審判専門家会合」を初開催(中国知識産権資訊網 2015年6月25日)
2. 在中国EU企業、投資への影響要素に知的財産権が7位(中国知識産権資訊網 2015年6月19日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 自動車産業独占禁止ガイドライン、最初の草案が国務院提出へ★★★

中国は自動車産業の独占禁止に関するガイドラインの研究と起草を正式に始めた。12日、国家發展改革委員会の価格監督検査独占禁止局が招集し、その他関連部署の担当者が出席した起草準備会合でわかった。

中華全国弁護士協会独占禁止専門委員会の黄偉事務局長は、「同ガイドラインは自動車産業における独占禁止法執行の初めての具体的な基準となる。ガイドラインの制定は、独占禁止法適用基準の明確化、法執行の常態化・制度化を促すことになるだろう」との見解を示した。

紹介によると、「ガイドライン」には知的財産権濫用行為の判断基準、自動車業界独占禁止規制、寛大制度とその手続き、調査停止の手続き、制裁金の算出方法などの内容を盛り込む予定。最初の草案がすでに国務院関連部門に提出されているが、具体的な公表スケジュールはまだない。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年6月15日)

### ★★★2. 国務院法制弁で「著作権法」改正を推進、制裁金額引き上げへ★★★

6月16日午前、国家新聞出版广电总局（国家版權局）の閻曉宏副局長はネットユーザーの質問に答え、国務院法制弁公室が作成した「著作権法」改正案に、制裁金額引き上げなどの内容が盛り込まれていることを明らかにした。

閻曉宏副局長によると、国務院法制弁公室では現在、著作権法の第三回改正作業を進めている。著作権保護の度合いを強化するため、著作権行政管理部門に調査、差し押さえの権限を付与し、制裁金額を引き上げるなどの内容を改正案に取り込んだという。

副局長はまた、▽国家版權局と元情報産業部が2005年に発布した「インターネット著作権行政管理弁法」と、▽WIPO著作権条約(WCT)、WIPO実演・レコード条約(WPPT)への加盟——などを挙げて、国家版權局はインターネット上の著作権保護に関する法律法規の整備に積極的に取り組んでいると説明した。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年6月24日)

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 第4回 BRICS 知的財産権長官会合がブラジルで開催★★★

6月10日午後、第4回 BRICS 知的財産権長官会合がブラジル・リオデジャネイロで開催された。中国知識産権局の申長雨局長、ブラジル産業財産庁のタデリ長官代行、ロシア連邦特許庁のキリ長官代行、インド特許意匠商標総局のアゴヴァル長官、南アフリカ共和国企業・知的財産登録庁のマイメラ長官が出席した。

今回の長官会合は、BRICS 五ヶ国の知的財産権当局間の協力ロードマップにおける7分野の協力事業を推進し、実務レベルの協力協定の作成を指導することに重点が置かれる。

BRICS 五ヶ国の知的財産権当局は2012年に協力関係を発足させて以来、長官会合、連絡官会合、プロジェクト作業部会を含む3級協力会合メカニズムを確立している。また、公衆意識の向上や人材研修、審査官交流など7分野で協力事業を展開している。

(出典：国家知識産権網 2015年6月16日)

### ★★★2. 李克強総理、各国の大手企業 CEO と面会、知財保護強化を表明★★★

6月9日午後、国務院の李克強総理は北京・人民大会堂で、「第3回グローバルCEO委員会ラウンドテーブルサミット」に出席するため訪中した多国籍企業の代表らと面会し、座談会を開いた。

中国人民対外友好協会が主催した第3回CEOラウンドテーブルサミットに、BHP ビリトン、ハネウェル、フォルクスワーゲン、カミンズ、ノキア、ファイザー、ゴールドマン・サックス、スタンダードチャータード銀行など、世界の大手500社のうち、14社の代表取締役や最高経営責任者(CEO)が参加した。「新しい世界構造の下で中国が総合的競争力をいかに向上させるか」をテーマに、「中国製造2025」や中国の金融政策、イノベーション推進などをめぐって議論が交わされた。

李総理は面会において、中国政府は市場参入、金融サービス、知的財産権保護などの分野で様々な措置を講じて、公平・競争の市場環境づくりに引き続き注力していくと表明し、ハイエンド製造業と

サービス業の対外開放拡大に重点を置き、自由貿易試験区のけん引役を生かして、投資協力の新しいモデルを模索する方針だと説明した。

李総理はまた「国際産業の分業化は現在、再構築の段階を迎えている。中国には優れた生産能力と、コストパフォーマンスの高い設備がある一方で、欧米の先進国には進んだ技術がある。双方が国際協力をすれば、発展途上国のインフラ整備や産業のグレードアップの助けとなることができるだけでなく、先進国と発展途上国間の新たな協カルートを開拓することにも繋がる」と強調した。

(出典：中国新聞網 2015年6月15日)

### ★★★3. 申長兩局長と CGPDTM 長官が会談、協力関係確立で合意★★★

6月10日午前、国家知識産権局（SIPO）の申長兩局長とインド特許意匠商標総局（CGPDTM）のアゴヴァル長官が、ブラジル・リオデジャネイロで会談した。双方はそれぞれの知的財産権活動の最新状況について交流し、正式な協力関係を確立することで一致した。

申局長は、インドの目覚ましい経済発展を評価した上で、知的財産権分野において踏み込んだ協力を展開し、両国の知的財産権事業を共に推し進めていきたいと語った。

会談において、双方は審査官交流、情報共有、医薬データバンクなど協力事業について意見交換を行い、伝統的医薬、情報技術、国家知的財産権戦略、公衆意識啓発を含む6つの分野で協力を展開することで初歩的な合意に達した。また、双方は国際フォーラムでの BRICS 五ヶ国協力について議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2015年6月11日)

### ★★★4. 国家知識産権局の申長兩局長がブラジル産業財産庁を訪問★★★

6月9日、国家知識産権局（SIPO）の申長兩局長率いる代表団がブラジル産業財産庁（INPI）を訪問し、アデミル・タデリ長官代行と会談を行った。

申長兩局長は、INPI と 2012 年に協力覚書を締結して以来、ハイレベル相互訪問、職員研修、情報交流などの分野で上げた成果を評価し、中国・ブラジルの2国間関係が一層密接になる中、知的財産権分野の協力を引き続き拡大し、相互理解を深めていきたいと話した。

双方は、職員の研修・交流を引き続き強化し、特許データ交換、クラウド審査システム（CPES）など分野の協力を一段と推進することで合意した。このほか、会談で特許審査ハイウェイ（PPH）に関する協力事業について議論が交わされた。

(出典：国家知識産権網 2015年6月11日)

### ★★★5. 工商総局・劉俊臣副局長、フランス国立反偽造委員会代表団と面会★★★

6月2日、国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長は、フランス国立反偽造委員会のリチャード・ヤング委員長一行らと北京で面会した。

劉副局長は、ヤング委員長に中国の商標登録管理とインターネット市場管理の最新状況を説明した。また、中国政府は知的財産権侵害・模倣品製造販売の摘発を高く重視しており、フランスの関係部門と提携し、商標専用権の保護とインターネット市場監視管理における交流・協力を一層深めていきたいと表明した。

双方は面会の後、地理的表示とネット通販模倣品取り締まりに関して会談を行い、地理的表示の登録、地理的表示と商標の関係、フランスのネット通販模倣品対策などについて議論を交わした。

(出典：工商総局公式サイト 2015年6月9日)

### ★★★6. 国家工商総局・劉俊臣副局長、ニュージーランド知的財産局長官と会談★★★

6月23日、国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長は北京で、ニュージーランド知的財産局（IPONZ）のアマンダ・マクドナルド長官と会談した。

劉副局長は、マクドナルド長官に国家工商総局の職能、商標登録活動、「商標法」改正作業などを紹介した。また、ニュージーランドビジネスイノベーション雇用省（MBIE）、ニュージーランド知的財産局との交流、協力を強化し、適切な時期に協力覚書を締結して、協力分野を商標登録・保護、消費者保護などにまで拡大したいと表明した。

マクドナルド長官は、MBIE と IPONZ の直近状況を紹介した。さらに、商標分野での協力を強化し、協力協定の更新や協力分野の拡大を通じて両国の商標発展を推進していくことを望むと語った。

（出典：工商総局公式サイト 2015 年 6 月 25 日）

#### ★★★7. 張茅・工商総局局長と王彬穎・WIPO 事務次長が北京で会談★★★

6 月 18 日、国家工商行政管理総局の張茅局長は北京で、世界知的所有権機関（WIPO）の王彬穎事務次長と会談した。張局長は、事務次長の再訪問を歓迎し、WIPO との交流を続け、協力分野を絶えず拡大し、協力関係を一段と深めたいと話した。

張局長は、中国の商事制度改革と商標関連活動の最新状況を紹介した。王事務次長は、双方が 3 月にアルゼンチンで共催した「ブランド・ラウンドテーブル」を高く評価し、中国の進めている商事制度改革に国際社会の注目が集まっているとの認識を示した。

また、国家工商総局の劉俊臣副局長と王事務次長は商標データバンク、マドリッドプロトコル国際出願の普及、人的資源協力などについて踏み込んだ意見交換を行った。

（出典：工商総局公式サイト 2015 年 6 月 23 日）

#### ★★★8. 中豪自由貿易協定を締結、知的財産権などの交流・協力を推進へ★★★

6 月 17 日、中国商務部の高虎城部長とオーストラリア貿易投資省のアンドリュー・ロブ大臣は、オーストラリア・キャンベラでそれぞれ両国政府を代表して、「中華人民共和国政府とオーストラリア政府による自由貿易協定」に正式に調印した。

中国とオーストラリアは FTA 交渉を 2005 年 4 月に開始した。今回、正式に調印したことで、それぞれの国内の批准手順の履行と、協定の迅速な発効に向け確固たる基盤を築いた。

中豪 FTA は貨物、サービス、投資をカバーするもので、知的財産権などの「21 世紀経済貿易議題」を含めた 10 数分野において両国の交流・協力を推進する旨の内容が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2015 年 6 月 19 日）

#### ★★★9. 国務院、起業とイノベーション推進政策を公布、知財権保護を強調★★★

中国国務院は 16 日、政府が進める「大衆創業、万衆創新」（大衆の起業、万人のイノベーション）戦略を推進するための新しい政策「大衆創業・万衆創新の更なる推進の若干政策措置に関する意見」を公布した。転換期を迎えた中国経済の新たな成長原動力と位置付ける起業とイノベーションを促進するため、制度、財政、金融、ベンチャー投資など 9 分野、30 項目の政策を打ち出した。

これらの政策には、▽公平競争審査制度の発布を加速し、統一的で透明性、秩序性のある、規範的な市場環境を構築するために、独占と不正競争を規制し、創業・革新の発展に不利である独占協議と市場支配地位の濫用及びその他の不正競争行為を排除する▽企業信用情報公開制度の構築と規範化を進め、嚴重違法企業リスト管理弁法を作成し、創業者の信用と市場参入、優遇政策享受とを連動させ、信用管理に基づいた創業・革新監視管理モデルを整備する——などの内容が盛り込まれている。

また、ビジネスモデルを含めた新型イノベーション成果の知的財産権保護を強化する方針を明らかにしたほか、知的財産権取引を積極的に推進し、全国の知的財産権運用公共サービスプラットフォームの構築を加速し、知的財産権の保護支援メカニズムを整備し、出願審査、権利侵害処理の周期を短縮し、権利者の立証責任を合理的に確定し、行政調停等の非訴訟紛争解決ルートを整備するとしている。

（出典：国家知識産権戦略網 2015 年 6 月 18 日）

### ★★★10. 申長雨・国家知識産権局長が CIPRO 長官と会談★★★

6月11日午前、国家知識産権局（SIPO）の申長雨局長はブラジル・リオデジャネイロで、南アフリカ共和国企業・知的財産登録庁（CIPRO）のマイメラ長官と会談を行った。

申長雨局長は、「SIPOはBRICS国家との知的財産権協力を高く重視する。CIPROとの正式な協力関係確立を期待している」と表明した。マイメラ長官は、「CIPROでは現在、実体審査制度の導入を進めており、SIPOとの協力を通じて、中国の経験を参考にCIPROの審査能力を高め、南アフリカの知的財産権環境整備を促進したい」とし、双方の理解を一層深め、協力分野・内容を拡大することを望むと話した。

国家知識産権局専利局の徐聡副局長が会談に同席した。

（出典：国家知識産権網 2015年6月18日）

### ★★★11. 申長雨・国家知識産権局長、FIPSのキリー長官代行と会談★★★

6月11日午後、中国国家知識産権局（SIPO）の申長雨局長は、ブラジル・リオデジャネイロでロシア連邦産業財産権機関（FIPS）のキリー長官代行ら一行と会談した。双方は今後の協力事業について踏み込んだ意見交換を行った。国家知識産権局専利局の徐聡副局長が会談に同席した。

申長雨局長は、中国・ロシアの全面的戦略協力パートナーシップの枠組みの下、両庁が知的財産権の各分野で協力事業を積極的に実施し、成果を上げていると指摘し、ハイレベル相互訪問や中国・ロシア・モンゴル3国間の特許審査ハイウェイ（PPH）協力などの領域で引き続き交流を深め、協力の内容を絶えず拡充していきたいと語った。

キリー長官代行は、SIPOとの全面的協力事業の展開に賛同の意を示し、良好な相互交流を保ち、協力関係を引き続き強化、発展することを望むと期待を表した。

（出典：国家知識産権網 2015年6月16日）

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 浙江省、2015～2020年の知的財産権戦略行動計画を実施★★★

浙江省人民政府弁公庁はこのほど、「知的財産権戦略行動計画（2015～2020年）の実施推進に関する通達」を出し、イノベーションによる発展駆動戦略を全面的に実施し、知的財産権強省建設を推進する方針を明らかにした。

「行動計画」は、国と浙江省の関連計画を徹底し、知的財産権の運用・保護を強化し、優れた知的財産権の法治環境、市場環境、文化環境を構築しなければならないと強調した。

また、今後5年の活動目標として、2020年までに知的財産権法治環境、市場主体の知的財産権認識、市民全体の知的財産権素養が一段と向上し、経済・社会・文化発展を促進するうえの知的財産権制度の役割を十分発揮させることが掲げられている。具体的には、人口1万人あたり平均の特許保有件数が17件に、企業100社あたりの有効登録商標が80件以上に、技術市場取引高が220億元に、知的財産権保護活動に対する社会的満足度が80%以上に達するとしている。

（出典：国家知識産権網 2015年6月16日）

### ★★★2. 青島、技術系中小企業の知的財産権担保融資を支援★★★

青島市科学技術局と青島市財政局、青島市保険業監督管理局はこのほど、「技術系中小企業・零細企業の特許担保融資支援の実施細則」を共同で発布した。7月1日より正式に施行される。特許権担保融資を保険会社が後押しする新しい支援策で、技術系中小企業・零細企業の資金繰り問題の解決を支援する。

「実施細則」は、保険会社、担保機構、銀行が融資リスクを共同で負担する新しい融資担保モデルを打ち出した。銀行の融資リスクを大きく低減し、銀行による担保融資業務の活性化を促すことが狙

いである。このほか、政府は特許担保融資の利子補給制度を実施するほか、保険料と特許評価費用の一部を補助し、企業の融資コスト低減に取り組む。

(出典：国家知識産権網 2015 年 6 月 12 日)

### ★★★3. 貴州省、知的財産権公共サービスプラットフォームを構築へ★★★

6 月 2 日～4 日、貴州省科学技術庁の調査研究チームが安徽省・合肥市知識産権局を訪問し、知的財産権活動の経験を交流した。調査研究チームはまた、合肥匯衆知的財産権管理公司を訪れ、同社の知的財産権公共サービスプラットフォームについて実地調査を行った。

合肥匯衆知的財産権管理公司が開発した「知的財産権公共サービスプラットフォーム」は特許データベースに基づき、データのコード化、情報化を通じて、知的財産権の創造・運用・管理・保護でユーザーが直面している課題の解決策を支援する。貴州省科学技術庁は、「知的財産権公共サービスプラットフォーム」の導入で同社と合意に達している。今後は、貴州省の特許担保融資、知的財産権出願登録、知的財産権管理・保護など様々な実務がこのプラットフォームを利用できるようになる見通し。

(出典：国家知識産権網 2015 年 6 月 10 日)

### ★★★4. 広東省、知的財産権転化・産業化に関する研修クラスを開催★★★

広東省知識産権局と広東省教育庁、広東省科学院が共催する「大学・研究機構知的財産権転化・産業化研修クラス」はこのほど、広東・広州市で行われた。知的財産権戦略の実施を推進し、大学や研究機構の知的財産権運用能力を高め、知的財産権の実用化を後押しすることが狙い。広東省知的財産権研究・発展センターと国家知的財産権研修（広東）基地が運営を担当した。

開講式に出席した省知識産権局の謝紅副局長は、広東省は一連の新施策を打ち出す予定で、より多くの大学や研究機構が特許の産業化を進め、イノベーションによる発展戦略の徹底に寄与してほしいと期待を語った。

広東省の大学、研究機構の関係責任者、技術担当者およそ 150 人が研修クラスに参加した。講師を担当した専門家は▽科学技術成果の転化における知的財産権の管理・保護、▽特許技術の許諾移転と許諾実施契約届出、▽知的財産権の産業化、運営に関する実例分析——などについて説明を行った。

(出典：国家知識産権網 2015 年 6 月 18 日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 上海知的財産権裁判所、司法公信力増強・評価プロジェクトを始動★★★

6 月 15 日、上海知的財産権裁判所は「司法公信力増強・評価プロジェクト」を正式に始動した。これに先立ち、同裁判所と同済大学は「上海知的財産権裁判所司法公信力評価プロジェクト協定」を締結した。同済大学は独立第三者として評価活動を実施する。

上海知的財産権裁判所の呉偕林院長は同済大学との提携について、評価活動における大学の優位性を活用して同裁判所の司法公信力を評価、分析して、知的財産権司法公信力の現状を把握し、司法改革推進と国際的影響力拡大につなげたいと話した。

上海知的財産権裁判所と同済大学は先日、「知的財産権司法公信力増強・評価」シンポジウムを開催した。同済大学や上海交通大学の専門家と、市高等裁判所、知的財産権裁判所の裁判官、弁護士、外商投資ブランド保護委員会の代表ら 30 数名が参会し、司法公信力評価の意義、手段などのテーマについて議論を交わした。

(出典：上海浦東政府公式サイト 2015 年 6 月 18 日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 「剣網 2015」特別行動が開始、国家版權局など 4 部門が共同実施★★★



6月10日、国家版權局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部の4部門が共同実施する「劍網2015」特別行動は福建・アモイ市で正式にスタートした。6月から11月まで実施し、インターネット著作権環境の改善を目指す。

国家版權局・版權司の于慈珂司長によると、今回の「劍網」特別行動は▽インターネット音楽、▽クラウドストレージ、▽スマートフォン用アプリケーション、▽インターネット広告、▽デジタルコンテンツの転載——の5分野の著作権問題に重点を置いて進められる。

国家版權局は10年前から「劍網」特別行動を毎年実施している。今年は11回目となる。過去10年間で、著作権関連事件4681件を摘発し、2676の違法サイトを閉鎖し、犯罪の疑いがある388件を司法機関に移送した。

(出典：国家知識産権網 2015年6月17日)

### ★★★2. 広東・惠州でキヤノン、エプソンの偽トナーを大量摘発★★★

6月15日、広東省・惠州市公安局の経済偵査支隊は、キヤノンとエプソン、HPブランドの偽物のトナーカートリッジ、インクカートリッジ、包装箱を製造販売した疑いで容疑者1人を逮捕し、多数の模倣品を摘発したと発表した。

公安局関係者の説明によると、この事件は、市民からの通報を受け、経済偵査支隊が恵城区黄塘電腦市場で数十社の店舗を調査、分析した後、あるコンピューター用品店の経営者である周容疑者を特定した。調査によると、同容疑者は2011年から、偽物のキヤノンとエプソン、HPブランドのトナーカートリッジ、インクカートリッジを加工、販売し、売上高は50万元に達した。

警察は登録商標冒用罪で周容疑者を勾留し、さらなる調査を進めている。

(出典：中国新聞網 2015年6月15日)

## ○ 多国籍企業 R&D

### ★★★1. 存在感増す中国企業、米国でR&D投資拡大★★★

「世界の工場」からイノベーションのけん引役への転換を図る中国の企業は今、米国の研究機関に対する投資を急拡大している。トムソン・ロイターの調査でわかった。

10年ほど前には、米国の研究開発(R&D)拠点に中国企業の姿はほとんど見られなかった。しかし、トムソン・ロイターの世界的財産データベースの分析によれば、通信機器大手の華為技術(ファーウェイ)や中興通迅(ZTE)などは現在、新たなソフトウェアからインターネットのインフラに至るまで、米国の研究者を使って特許を取得している。

トムソン・ロイターのデータによれば、少なくとも米研究者1人が関わって中国企業が取得した特許発明件数は、2014年は910件に上り、過去3年間では毎年ほぼ倍増を続けている。その一方、米国から毎年生まれている膨大な数の特許に比べれば、中国企業が米国の研究開発から得られる成果はまだ際立って少ないのが現状である。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年6月23日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 商標局、音商標の出願235件を受理★★★

国家工商行政管理総局・商標局によると、昨年5月1日より音商標の出願が開始されて以来、同局はすでに音商標出願235件を受理した。

中国では2013年発布の改正「商標法」で音商標の登録が認められた。商標局は2014年5月1日より音商標出願の受理を始め、「音商標方式・実体審査基準(試行)」を作成し、法に定められた手続きと基準に基づいて音商標の審査に取り組んでいる。

商標局が受理した235件の音商標出願の中、中国国際放送局が毎日の放送開始時に流した開始音楽が第1件目の出願である。このほか、恒源祥や騰迅(テンセント)などの会社もそれぞれの商品、ソ

フトウェアに使用している音声の商標登録を出願している。一方、国内初の音商標の登録商標はまだ公表されていない。

(出典：工商総局公式サイト 2015年6月18日)

### ★★★2. 中国の原産地地理的表示が1900件に、海外からの登録は15件★★★

今年5月末時点の統計によると、中国の原産地地理的表示が1900件を超えている。この中で、外国から登録された地理的表示は15件が含まれた。国家質量監督検閲検疫総局の関係者が6月15日、明らかにした。

中国は10数年前に地理的表示制度を導入した。外国の原産地地理的表示の保護では、国家質検総局とEUが共同実施した第1ラウンドの「10+10」相互認定保護パイロット事業はすでに終了し、現在は新ラウンドの「10+10」相互認定保護パイロット事業が実施中で、原産地地理的表示保護に関する国際協力のモデルとして、世界で強い反響を呼んでいる。

(出典：国家知識産権網 2015年6月19日)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 国家知識産権局と日本国特許庁が「日中審判専門家会合」を初開催★★★

6月24～25日、日本国特許庁と中国国家知識産権局は、「日中審判専門家会合」を東京で初めて開催した。日本から中国への特許出願が増加しつつある中、日本の産業界が両国の審判制度の相違点への理解を深め、中国での知的財産権紛争を適切に対応できるようになることが狙いである。

すでに登録された特許を修正するための審判手続きは中国のほうがより厳しいなど、両国に制度、実務上の相違点が多数存在する。専門家会合で両国の関係者が関連情報を共有することが期待される。

特許庁によると、日本から中国への特許出願件数は昨年、世界1位の約4万件に達した。また、日本企業の海外現地法人保有数は中国が最も多く、中国への輸出額も米国に次ぐ2位で、中国は日本企業にとって重要な事業展開先となっているという。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年6月25日)

### ★★★2. 在中国EU企業、投資への影響要素に知的財産権が7位★★★

6月10日、中国EU商会が北京で「中国EU商会ビジネス景況調査2015」を発表した。在中国EU企業の中国投資に影響を与える要素の中、知的財産権保護が7位に付けていることがわかった。調査を受けた在中国EU企業540社の大多数は、中国の現在の知的財産権法体系は整備されているもので、知的財産権分野の法整備で中国が目覚ましい成果を遂げたと示した。

中国EU商会のWuttke会長は、中国は経済成長が減速しているものの、依然としてEU企業の最も重要な投資先であると指摘した。会長は中国政府がこのほど打ち出した「中国製造2025」を高く評価し、政府が研究開発への投入を拡大するとともに、市場の需要を踏まえて、技術譲渡や研究成果の商品化を法律で効果的に保護することも重要であるとの認識を示した。

中国EU商会は独立の非営利団体として、2000年に設立された。現在は1800社の企業が加盟しており、北京や上海、広州、深セン、重慶など9つの都市に支部を設けている。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年6月19日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved